

公益社団法人 倉敷市民間保育所協議会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人倉敷市民間保育所協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会の理解と協力の下に保育事業の振興を図り、もって倉敷市における児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児の保育に関する普及啓発事業
- (2) 保育所等の保育環境の充実及び向上を推進する事業
- (3) 保育所等職員の研修ならびに福利厚生に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した社会福祉法人が倉敷市内に設置し運営する認可保育所又は認定こども園
 - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会し、倉敷市内に設置し運営する正会員以外の認可保育所又は認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員施設の施設長又は経営者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員及び準会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、会員資格取得時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員、準会員、賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対して、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任及び解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 理事会において総会に付議した事項
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長(第20条に規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を文書で示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合、第17条の規定について、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から総会において選出された2名が、前項における議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 4名以内とし、そのうち1名は外部監事とする。

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長、5名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第22条 この法人の理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特別な関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(4) 委員会の設置及びその運営に関する基準の決定

(5) その他この法人の業務執行に関する事項(総会の決議を要する事項を除く)

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について決議に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時(監事が当該提案について異議を述べた時を除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第34条 この法人の事業を円滑に推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の種類、任務、組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第35条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款と会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第39条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(公益目的取得財産額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算

定し、第38条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、会員その他の者に対して、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は赤松秀映、業務執行理事は大西吉三、上西孝道、横田栄、新納優子、安藤明人、中桐哲夫、山口満利子及び幸田正美とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は、平成25年4月1日(公益法人設立)から施行する。

平成26年	12月	9日	臨時総会に於いて一部改正
平成28年	5月	20日	定時総会において一部改正
令和3年	7月	1日	臨時総会に於いて一部改正
令和6年	5月	17日	定時総会に於いて一部改正
令和7年	5月	16日	定期総会に於いて一部改正

令和7年5月16日
当法人の定款に相違ない。
公益社団法人倉敷市民間保育所協議会
代表理事 森 和 弘